

～自転車を利用する皆さん～

危険な運転

STOP!



自転車 安全利用 五則

守って
ますか!?

1



車道が原則、
左側を通行
歩道は例外、
歩行者を優先

※ 自転車は、軽車両です。
車道、歩道の区別がある道路
では、車道通行が原則です。

2



交差点では、
信号と**一時停止**
を守って、**安全確認**

※ 規制標識等は、必ず守り
道路を横断する際は、安全
確認をしましょう。

3



夜間は、
ライトを点灯

※ 無灯火では、前方の安全
確認ができず大変危険です。
周りからも見えにくいので、
早めに点灯しましょう。

4



飲酒運転は禁止

※ 自転車も自動車と同様に、
お酒を飲んでから運転して
はいけません。

(令和6年11月1日から自転車の酒気帯び
運転等の罰則が強化されています。)

5



ヘルメットを着用

※ 交通事故時に頭部が守ら
れていれば、身体への被害
が軽減されます。

年齢問わず、全ての利用
者が着用しましょう。

自転車の、
正しい
ルールを
守って
安全に運転
して下さい。

令和8年4月1日から

道路交通法が改正され、...



自転車等の交通違反に**反則金**（**交通反則通告制度**）が導入されています。

交通反則通告制度は、**16歳以上の方が**
対象となります。

